

令和5年4月3日

いなべ市内の事業者 様

いなべ市長 日 沖 靖

(公印省略)

いなべ市ふるさと納税返礼品の新規及び追加募集について

平素は、いなべ市政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、いなべ市では「さとふる」「楽天ふるさと納税」、「ふるさとチョイス」の3サイトでふるさと納税を募集しており、令和4年は前年比約2倍の寄附をいただくことができました。

そこで、更なる寄附の増加や商工業の発展を図るため、ふるさと納税返礼品の新規募集を行います。

つきましては、申請を希望される方は別紙募集要項をご確認いただき、「いなべ市ふるさと納税返礼品登録申請書」、「返礼品の画像」等の申請書類を提出してください。

今後とも、引き続き皆様方のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【登録申請書の提出先】

- ・ 商工会の会員の方は、いなべ市商工会へ提出してください。
- ・ 商工会の会員以外の方は、いなべ市役所商工観光課へ提出してください。

【提出期限】

提出期限はありません。通年募集します。

【お問い合わせ先】

いなべ市商工観光課 伊藤、小林

TEL 0594-86-7833

いなべ市商工会 諸岡

TEL 0594-72-3131

ふるさと納税の運用について

○ふるさと納税返礼品として商品を登録するメリット

- 1 いなべ市が契約しているふるさと納税ポータルサイト「さとふる」「楽天ふるさと納税」「ふるさとチョイス」に商品が掲載されるため、多くの方に商品をPRすることができます。
- 2 商品の配送料及び配送に伴う手数料の負担がありません。
- 3 商品の登録及びシステム運用に係る費用がかかりません。
- 4 佐川急便を配送業者に選択した場合、商品の集荷日に伝票をお持ちするため、個人情報の取扱いがありません。

○返礼品への登録に係る追加業務

- 1 さとふるの専用システム「お礼品管理システム」へのお礼品の登録が必要です。楽天ふるさと納税、ふるさとチョイスへの登録は、さとふるお礼品管理システムへの登録情報を基にこちらで行います。
- 2 寄附者からのお申し込みがあった翌日にさとふるから発注メールが来ます。メールにある集荷予定日までに梱包した商品をご用意ください。

○寄附者に人気のお礼品ジャンルについて

〈さとふる〉

・お肉 ・お米 ・パン ・野菜 ・果物 ・スイーツ

〈楽天ふるさと納税〉

・お米 ・日用品 ・工芸品 ・おもちゃ ・高寄附額のお礼品

〈ふるさとチョイス〉

・お肉 ・加工食品 ・スイーツ ・飲料 ・食べ物の定期便（お肉・お米など）

いなべ市ふるさと納税返礼品募集要項

(令和5年4月1日改訂)

1 返礼品の要件

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に基づく基準のいずれかに該当すること。(別添「地場産品類型」を参考にしてください。)
- (2) いなべ市の魅力をPRできるものであること。
- (3) 品質や数量において安定供給が見込めるものであること。

2 事業者の要件

- (1) 各種法令等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 電子メールでの注文受付、商品の梱包、集荷の対応が可能であること。
- (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及びいなべ市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 返礼品の品質や取扱い等に係る苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。

3 返礼品価格の区分(消費税を含む。)

寄附区分	返礼品価格 (税込)	発送回数上限 (定期便の場合)
1万円以上の寄附	3,000円以下のもの	1回
1万5千円以上の寄附	4,500円以下のもの	1回
2万円以上の寄附	6,000円以下のもの	1回
2万5千円以上の寄附	7,500円以下のもの	1回
3万円以上の寄附	9,000円以下のもの	2回
3万5千円以上の寄附	10,500円以下のもの	2回
4万円以上の寄附	12,000円以下のもの	2回
4万5千円以上の寄附	13,500円以下のもの	2回
5万円以上の寄附	15,000円以下のもの	3回
5万5千円以上の寄附	16,500円以下のもの	3回
返礼品価格に応じた寄附額を設定	18,000円以上のもの	4回

※送料は含めないでください。(箱代は含めてください)

※例えば通常3,300円で販売している商品を300円値引くことで、1万円以上の寄附区分に登録することが可能です。(市から事業者への支払い金額は3,000円となります。)

※返礼割合は寄附額の3割以下とします。

※商品のサイズが大きく、送料が市の想定を超過する場合は、寄附区分を変更する場合があります。

※返礼品の種類、内容については、WEBサイト「さとふる」、「楽天市場」もしくは「ふるさとチョイス」を参考にしてください。

さとふるURL : <https://www.satofull.jp/city-inabe-mie/>

楽天ふるさと納税URL : <https://www.rakuten.co.jp/f242144-inabe/>

ふるさとチョイスURL : <https://www.furusato-tax.jp/city/product/24214>

4 申請期限

申請期限はありません。通年募集いたします。

5 申請方法

別添「いなべ市ふるさと納税返礼品登録申請書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、添付書類とともにいなべ市商工会またはいなべ市役所 商工観光課へ提出してください。

〈提出書類〉

- (1) いなべ市ふるさと納税返礼品登録申請書
- (2) 誓約書
- (3) 商品の写真
- (4) 営業許可書、許可書、資格又は免許を証明するもの
※必要な許可書につきましては、各事業者で法律、条例等をご確認ください。
※返礼品によっては、追加で許可書を提出していただく場合があります。

6 選考について

提出された申請書に基づき、返礼品選定委員会において要件及び返礼品の内容等を審査し、選考します。

7 注意事項

- (1) 返礼品の登録件数はすべてのコース合わせて、1事業者あたり概ね10品までとなります。登録希望件数が10件を超える場合は、いなべ市役所 商工観光課までご相談ください。
※事業所の場所と事業内容が異なるのであれば、別の事業者とみなします。
- (2) 定期便としての登録を希望する場合は、いなべ市役所 商工観光課までご相談ください。
- (3) 返礼品に選ばれたのち、さとふるお礼品登録システムへ事業者様ご自身で登録情報を入力していただきます。入力確認後順次ホームページに掲載予定です。
- (4) 楽天ふるさと納税及びさとふるさとチョイスへの掲載はさとふるお礼品登録システムの内容を基に株式会社さとふるが行うため、さとふるホームページ掲載後、お時間をいただきます。
- (5) 返礼品の掲載を開始後、3年間一度も選ばれていない場合は、見直しの対象となりますので、ご承知おきください。

8 申請先、お問い合わせ先

いなべ市商工会の会員の方は、いなべ市商工会までご連絡ください。

【いなべ市商工会】

〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜 1991 番地
TEL:0594-72-3131 FAX:0594-72-2355

いなべ市商工会の会員以外の方は、いなべ市役所商工観光課までご連絡ください。

【いなべ市役所 商工観光課】

〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
TEL:0594-86-7833 FAX:0594-86-7869

地場産品類型

※以下のいずれかに該当すること。

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。